

大山崎町建築物特定事業計画
(素案)

< 目 次 >

第 1 章 計画策定の基本的事項

- 1．特定事業計画策定の背景と位置づけ…………… 1
- 2．特定事業計画について…………… 2
- 3．基本構想の概要…………… 4

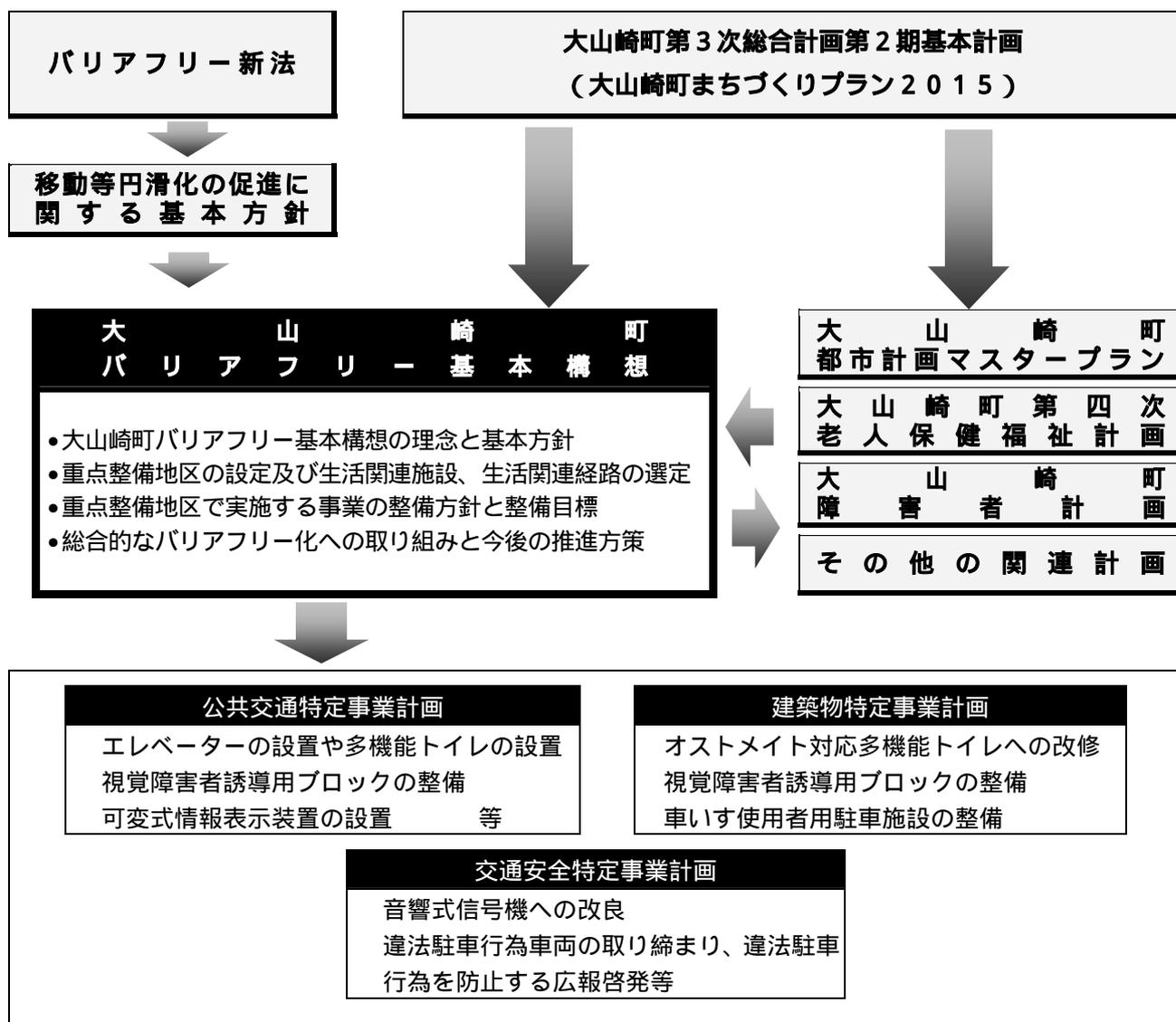
第 2 章 大山崎町建築物特定事業計画

- 1．建築物特定事業計画について…………… 7
- 2．建築物特定事業計画の作成方法…………… 9
- 3．建築物特定事業計画作成の流れ…………… 10
- 4．建築物特定事業計画の整備方針（案）…………… 11
- 5．建築物の整備における整備内容シート…………… 15

第1章 計画策定の基本的事項

1. 特定事業計画策定の背景と位置づけ

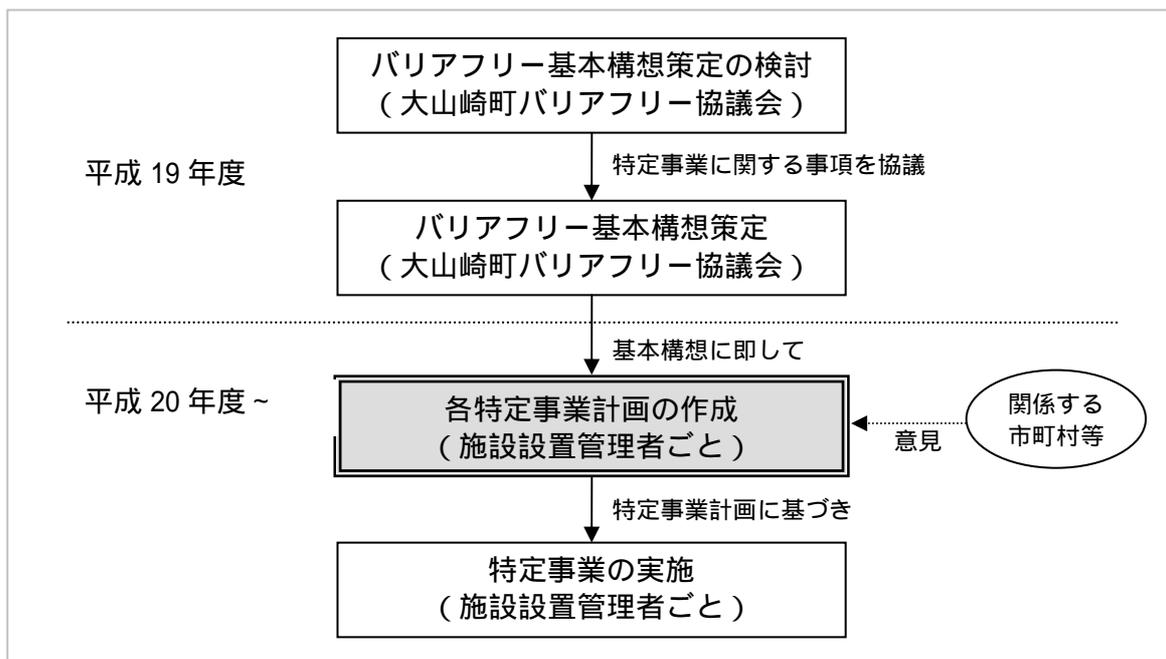
我が国では、高齢化の進展や、障害のある人と障害をもたない人が同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の進展をうけ、平成18年12月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が施行されました。これにともない、本町では、平成20年3月に「大山崎町バリアフリー基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、移動等円滑化の目標や生活関連施設及び生活関連経路において実施すべき事業について定め、バリアフリー化へ向けた本格的な取り組みをスタートさせました。今後は、バリアフリー新法に基づき、各施設設置管理者等が基本構想で定めた方針に沿った特定事業計画を作成し、バリアフリー整備の事業化へ向けた取り組みを進めます。



2. 特定事業計画について

(1) 特定事業計画とは

特定事業は、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物等特定事業、交通安全特定事業の6種があり、バリアフリー整備に関するもので国がバリアフリー新法で定めた事業です。基本構想では、特定事業に関する事項について定めることができるとされており、本町においても平成19年度に開催した協議会における協議を経て、多数の特定事業に関する整備目標を定めています。



【特定事業に関する部分についてバリアフリー新法より抜粋】

特定事業（法第二条 二十二号）

公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

公共交通特定事業（第二条 二十三号）

次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとするその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

道路特定事業（法第二条 二十四号）

次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

路外駐車場特定事業（法第二条 二十五号）

特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

都市公園特定事業（法第二条 二十六号）

都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

建築物特定事業（法第二条 二十七号）

次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

交通安全特定事業（法第二条 二十八号）

次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第36条第2項において「信号機等」という。）の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為（道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

3. 基本構想の概要

(1) 大山崎町バリアフリー基本構想の理念

基本構想では、高齢者、障害者をはじめ、あらゆる人が、教育、学習活動への参加や、スポーツ、文化、レクリエーション活動への参加などを通じて、いきいきと心豊かに暮らせるまちづくりを実現していくために、安心・安全に暮らせる生活環境の整備はもちろんのこと、あらゆる人が利用しやすい生活環境を整備するとともに、ハード面における整備だけでなく、参加と交流を通じて実現する、心のバリアフリーに取り組んでいくため、次のような理念を定めています。

「みんながいきいきと暮らし続けることができる やさしいまち おおやまざき」
～安全安心で快適なバリアフリー整備とこころのバリアフリーの実現から～

(2) 大山崎町バリアフリー基本構想の基本方針

先に示した、理念を実現していくため、基本構想では、次の6つの基本方針を定めています。

あらゆる人を対象としたバリアフリー化

バリアフリー新法では、高齢者及び障害者だけでなく、妊産婦、けが人、子ども等、日常生活及び社会生活を行っていくうえで、道路や公共交通機関の利用における移動面や建築物、公園といった施設を利用する際に制約を受ける人を対象としていることから、本町においても、多様な人の利用を考慮しながら、ハード面及びソフト面におけるバリアフリー化を推進していきます。

重点整備地区における総合的かつ一体的な取り組み

高齢者と障害者が増加し続けているなか、バリアフリー化を早急に推進していくことは喫緊の課題であり、総合的かつ一体的に取り組み、重点的にバリアフリー化を推進する地区（重点整備地区）を設けます。

安心・安全かつ快適な施設等の整備

施設や設備の整備にあたっては、あらゆる人が安全かつ安心に利用できるようバリアフリー新法に基づく各基準やガイドライン等に沿った整備を実施していくこととし、さらに、快適に利用できるようユニバーサルデザインの考え方も取り込みながら施設等の整備を実施します。

心のバリアフリーの推進

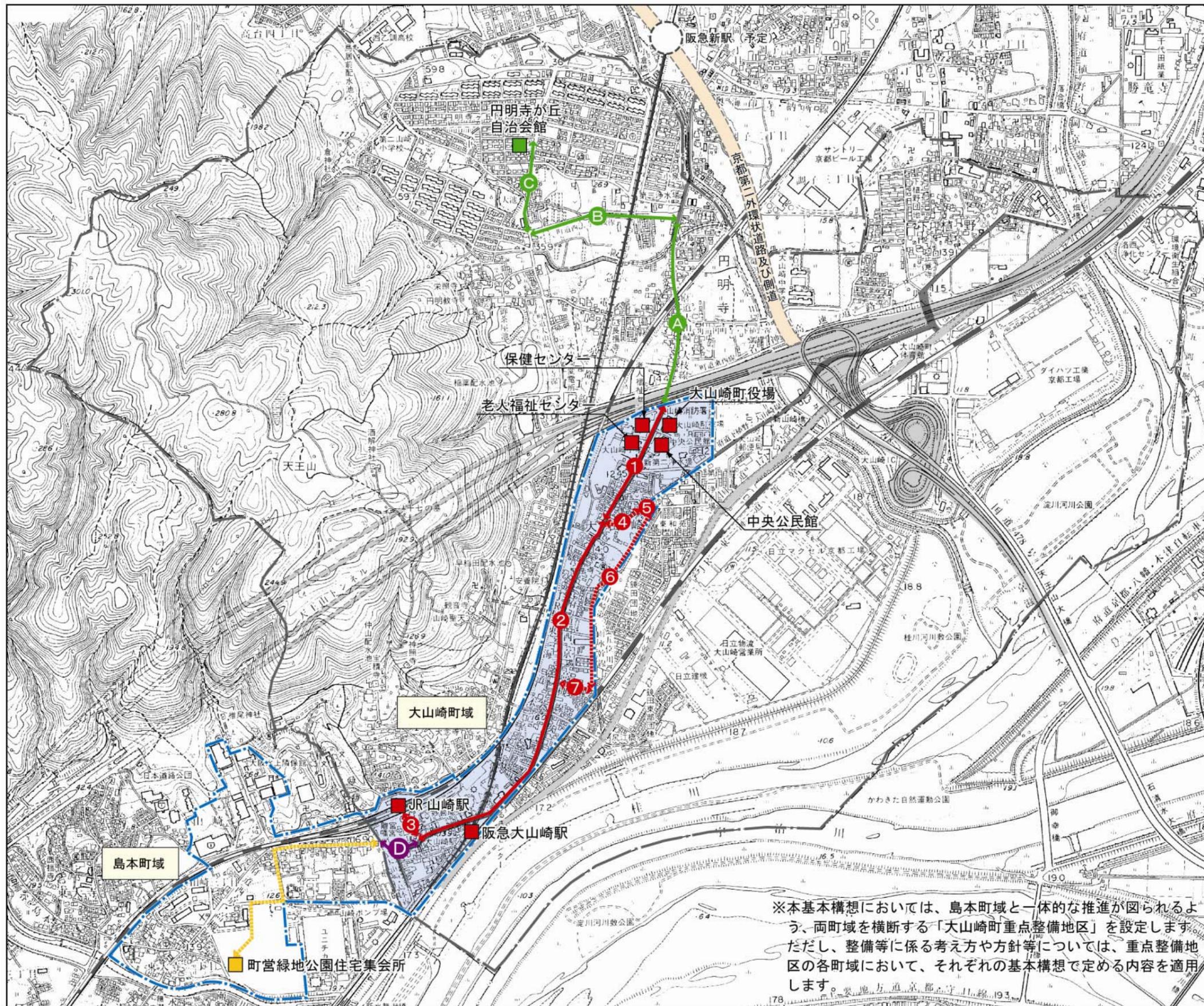
あらゆる人が安心して外出でき、快適に過ごせるまちであるためには、建築物や道路といったハード面における整備だけではなく、ソフト面としての「心のバリアフリー」の実現が不可欠です。みんなが気持ちよくいきいき暮らすことができるよう、参加と交流による実現を目指すほか、バリアフリーに関する広報・啓発活動等の推進により心のバリアフリー化を推進します。

多様な参加者による整備

あらゆる人を対象としたバリアフリーでは、それぞれのニーズが異なることが多く、整備主体の一存で整備を行うと、十分な整備が実現されないことが考えられることから、計画策定や整備にあたっては、高齢者や障害者、妊産婦等の多様な参加者が協働で取り組んでいく必要があります。また、町民、施設設置管理者、行政が一体となって連携して取り組むことにより、効率的な整備を実現します。

段階的かつ継続的な取り組み

バリアフリーの実現は、町全域に必要なことです。多様な参加者が一体となって、段階的にバリアフリー化を実現していくとともに、継続的な実施により、時代の変化にも対応しながらよりよいバリアフリー化に取り組んでいきます。

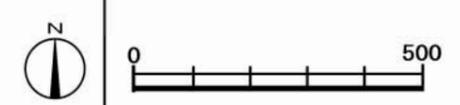


凡例

-  重点整備地区 (約 65ha)
大山崎町域 (約 35ha)
島本町域 (約 30ha)
-  生活関連施設
-  生活関連経路
-  準生活関連経路
-  周辺の道路整備と整合を図り整備を検討する施設
-  周辺の交通状況の変化をみた上で、再検討する路線
-  島本町バリアフリー基本構想の状況に合わせ整備を図る路線
-  島本町バリアフリー基本構想で定められた生活関連施設
-  島本町バリアフリー基本構想で定められた準生活関連経路
-  大山崎町バリアフリー基本構想の適用範囲

大山崎町重点整備地区図

※本基本構想においては、島本町域と一体的な推進が図られるよう、両町域を横断する「大山崎町重点整備地区」を設定します。ただし、整備等に係る考え方や方針等については、重点整備地区の各町域において、それぞれの基本構想で定める内容を適用します。



第2章 大山崎町建築物特定事業計画

1. 建築物特定事業計画について

(1) 建築物特定事業計画で定める内容

建築物特定事業は、不特定多数又は主に高齢者、障害者等が利用する特別特定建築物（官公署、図書館、集会場等）を対象として、出入口やエレベーター、便所といった建築物特定施設に関する整備を行うものであり、基本構想に即してこの事業を実施する際には、建築主等が建築物特定事業計画を作成する必要があります。

【バリアフリー新法より建築物特定事業に関する部分について抜粋】

建築物特定事業（法第二条 二十七号）

次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。口において同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

建築物特定事業の実施（法第三十五条）

第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物特定事業を実施する特定建築物

二 建築物特定事業の内容

三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。

4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 建築主事を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

建築物特定施設（政令第六条）

一 出入口

二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）

四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）

五 エレベーターその他の昇降機

六 便所

七 ホテル又は旅館の客室

八 敷地内の通路

九 駐車場

十 その他国土交通省令で定める施設

(2) 建築物特定事業計画の対象となる施設

基本構想で定めた生活関連施設は、駅を除き特別特定建築物に該当し、町が施設設置管理者となる建築物です。そのため、基本構想で定めた整備目標を実現する建築物特定事業を実施するには、町が建築物特定事業計画を作成する必要があります。

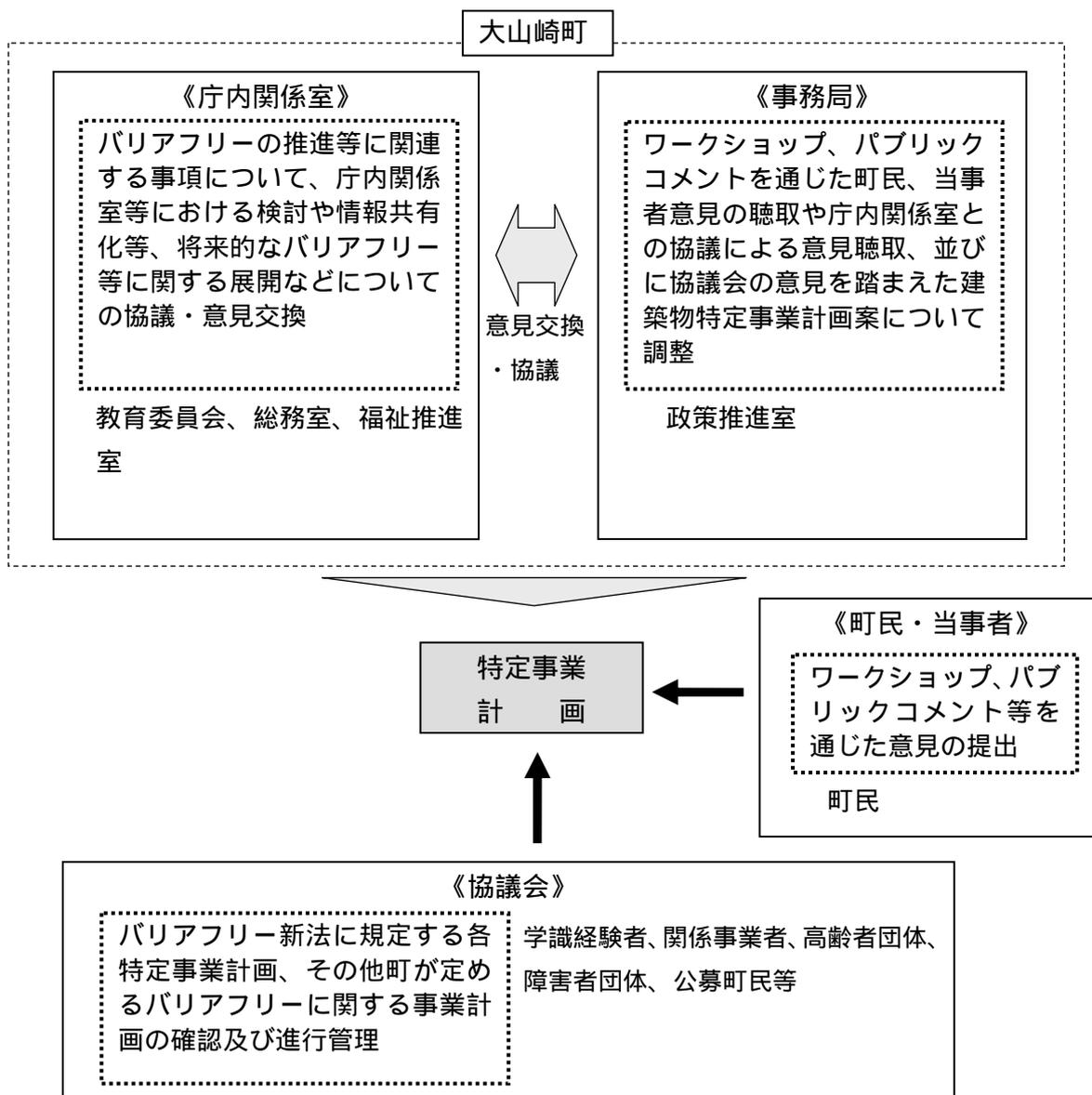
基本構想に位置づけられている建築物の整備目標と特定事業に関する目標

事業の種類	対象施設	整備の目標	整備時期
建築物 特定事業	大山崎町役場	視覚障害者誘導用ブロックの整備	短期
		目のあらいグレーチングの改修	短期
		オストメイト対応多機能トイレへの改修	短期
		オストメイト対応とした多機能トイレへの標識の設置	短期
		車いす使用者用駐車施設の標識の改修	短期
		トイレ床面の改善	中期
	中央公民館	視覚障害者誘導用ブロックの整備	短期
		新館と旧館（本館）を結ぶスロープへの手すりの設置	短期
		新館多機能トイレをオストメイト対応へ改修	短期
		オストメイト対応とした多機能トイレへの標識の設置	短期
		旧館（本館）正面出入口ガラス扉等における視認性の向上	短期
		車いす使用者用駐車施設の整備	短期
		旧館（本館）男子トイレの改修	中期
		トイレ床面の改善	中期
	老人福祉センター長寿苑	視覚障害者誘導用ブロックの整備	短期
		オストメイト対応多機能トイレの整備	短期
		オストメイト対応とした多機能トイレへの標識の設置	短期
		居室入口付近における段の出っ張り改修	短期
		一部の和室を洋室へ改修	中期
		敷地内通路における舗装の改修	中期

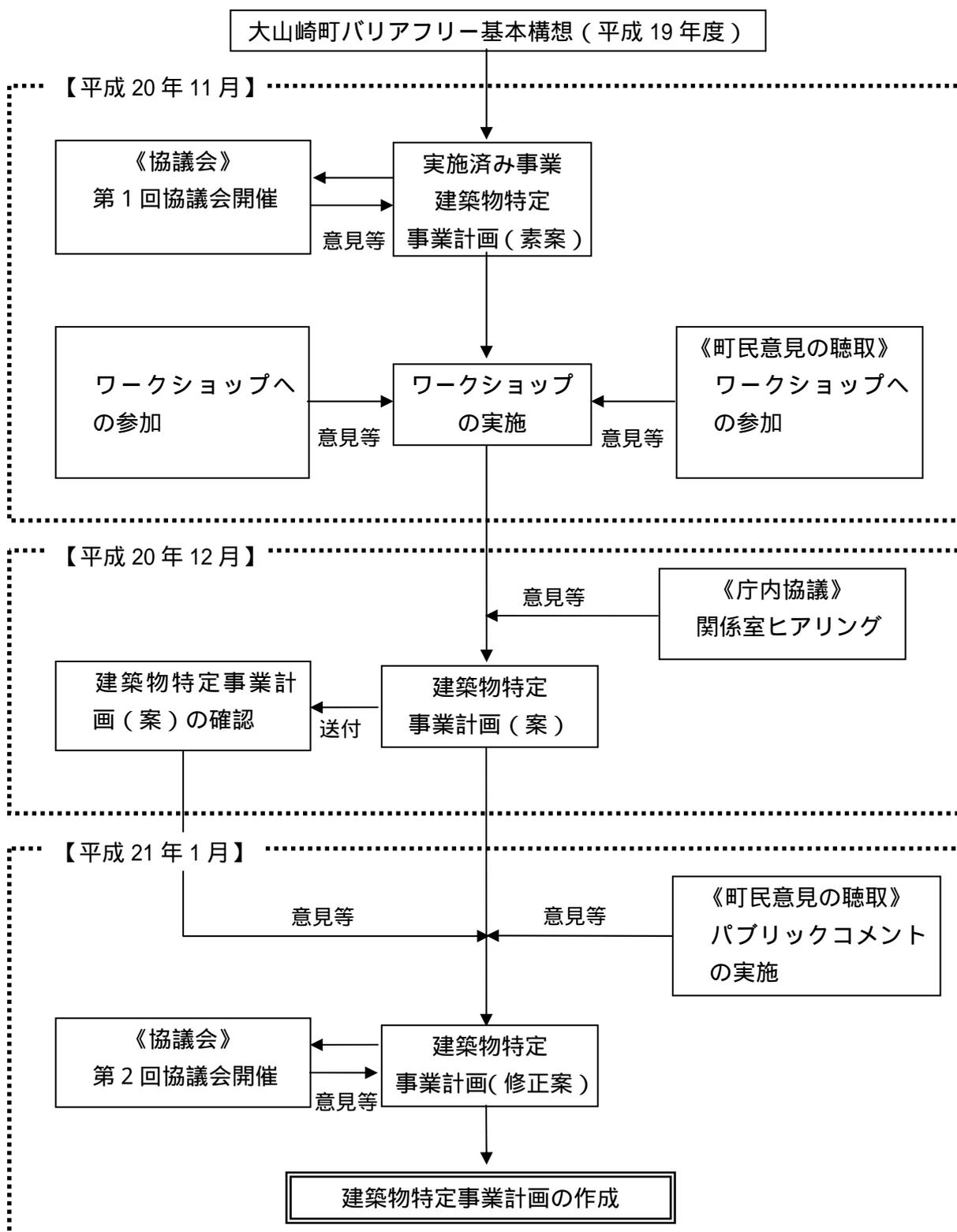
2. 建築物特定事業計画の作成方法

(1) 大山崎町バリアフリー協議会及びワークショップによる検討

大山崎町建築物特定事業計画では、本町が施設設置管理者である大山崎町役場、大山崎町立中央公民館、大山崎町立老人福祉センター長寿苑について、基本構想で定めた整備目標を積極的に実現していくため、平成19年度から設置している「大山崎町バリアフリー協議会」による検討を交えながら、特定事業計画を作成していきます。また、公募町民や関連団体への協力を仰ぎ、ワークショップ形式による意見聴取を行って、よりよい整備内容となるよう検討を進めます。



3. 建築物特定事業計画作成の流れ



4. 建築物特定事業計画の整備方針（案）

建築物特定事業計画における整備方針（案）は、基本構想で定められた、整備の基本的な考え方や整備方針、整備目標に沿ったものとし、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省編集）」を踏まえて定めます。

（１）移動経路

対象施設	基本構想における整備方針	
大山崎町 役 場	公共用通路（道路等）から出入口を通じて案内係もしくは案内板までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックの整備を図ります。	視覚障害者誘導用ブロックの整備方針
	正面玄関と車いす使用者用駐車施設をつなぐスロープの上下端部には点状ブロックを整備します。	
	視覚障害者誘導用ブロックの整備時期に合わせて、床面とブロックの明度、色相又は彩度の差が大きいブロックへと改修します。	
	敷地内通路にある目のあらいグレーチングは、細目で滑りにくいグレーチングへと改修します。	敷地内通路の整備方針
中 央 公 民 館	公共用通路（道路等）から案内係もしくは触知図案内板までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックを整備します。	視覚障害者誘導用ブロックの整備方針
	スロープ斜面に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックについては撤去します。	
	新館と旧館を結ぶスロープにおいては、手すりの設置を行います。	スロープの整備方針
老人福祉 センター	視覚障害者誘導用ブロックの連続した整備により、受付窓口への誘導を行います。	視覚障害者誘導用ブロックの整備方針
	玄関付近及びスロープの上下端へ視覚障害者誘導用ブロックを整備します。また、なごみの郷へ通じる敷地内通路の誘導用ブロックを整備します。	
	なごみの郷へ通じる敷地内通路においては、舗装整備の際に透水性舗装へと改修します。	敷地内通路の整備方針

< 視覚障害者誘導用ブロックの整備方針 >

公共用通路（道路等）から出入口通じて案内係までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。

敷地と接する公共用通路（道路等）に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、敷地内に敷設する視覚障害者誘導用ブロックとの連続性に配慮します。

敷設位置は、安全性とわかりやすさを考慮し、可能な限り最短となる経路とします。

床面とブロックの明度、色相又は彩度の差が大きいブロックとします。

改修する視覚障害者誘導用ブロックの形状は JIS 規格に適合したものとします。

< スロープの整備方針 >

スロープには手すりを設けます。

手すりには、耐久性があり、かつ利用者の快適性にも考慮した材料を用います。

スロープ斜面は平坦性を確保するとともに、滑りにくい仕上げとし、視覚障害者にも識別しやすいよう配慮します。

< 敷地内通路の整備方針 >

敷地内通路において、主に歩行者が通行する部分は、滑りにくい仕上げとするとともに、水たまりなどができないよう排水性等も配慮します。

敷地内通路にある溝蓋やグレーチングのスリットの幅は、排水機能上の支障がある場合を除き、2cm 以下とします。

(2) 設備

対象施設	基本構想における整備方針	
町 役 場	トイレ床面は必要に応じて滑り止め加工等を行います。	トイレの整備方針
中 央 公 民 館	新館の多機能トイレは、オストメイト対応の多機能トイレへと改修し、手すりを可動式のものと変更します。また、トイレ扉は軽くて開けやすい扉へと改修します。	
	旧館男子トイレにおいては、受け口が 35cm 以下の小便器へと改修します。	
	トイレ床面は必要に応じて滑り止め加工等を行います。	

< トイレの整備方針 >

多機能トイレは、建物に一つ以上オストメイト対応の多機能トイレとします。

多機能トイレの扉は、車いす使用者が円滑に開閉できる引き戸とします。

多機能トイレの便房内は、車いす使用者や介護者が利用しやすいよう設備の配置や機能を工夫します。

男子一般用トイレには、床置き式の小便器を一以上設置します。

トイレ床面は、滑りにくい仕上げとします。

(3) 案内標識等

対象施設	基本構想における整備方針	
町 役 場	車いす使用者用駐車施設における「身体障害者専用」との表示を、「車いす使用者用駐車施設」等の表示へと変更します。	案内標識の整備方針
中 央 公 民 館	多機能トイレ付近には、主要な動線から見えやすい位置に、あらゆる人にわかりやすい標識の設置を行います。	
老人福祉 センター	多機能トイレの付近には、車いす使用者等が利用できるトイレであることを表示する標識を設置します。	

< 案内標識の整備方針 >

案内標識は、通路等から見えやすい位置に設置し、ピクトグラム等を用いたわかりやすい表示となるよう配慮します。

案内標識の大きさは、視力の弱い人にも見えやすいよう、大きさや色に配慮します。

(4) その他

対象施設	基本構想における整備方針	
中 央 公 民 館	旧館正面出入口においては、ガラス扉が見えやすくなるよう工夫を行います。	その他の整備方針
老人福祉 センター	和室となっている居室のうち、少なくとも一以上は洋室へと改修を行います。 居室入口付近の段に生じている出っ張りについては、利用者の意見を考慮の上、必要に応じて解消を図ります。	

< その他の整備方針 >

ガラス扉には、目の高さの位置に横棧を入れる又は、色や模様等で識別しやすいものとします。

利用居室の出入口は、80cm 以上を確保するものとし、構造上可能であれば 90cm 以上とします。

出入口部には段を設けず、前後には車いすが通過しやすいよう水平部分を設けます。

5. 建築物の整備における整備内容シート

施設名称			
事業の内容	事業箇所	事業費(千円)	事業実施 予定年度
・	箇所		
資金調達の方法			
事業実施に際して 配慮すべき事項			
図面			
写真1	写真1	写真1	